

# 早わかり！ 新しい果樹対策

(果樹経営支援・需給安定対策)

Ver. 2



果樹産地の構造改革を早急に進め、担い手の経営安定、競争力のある果樹産地の構築を図ることにより、高品質な国産果実の安定的な供給を目指します。

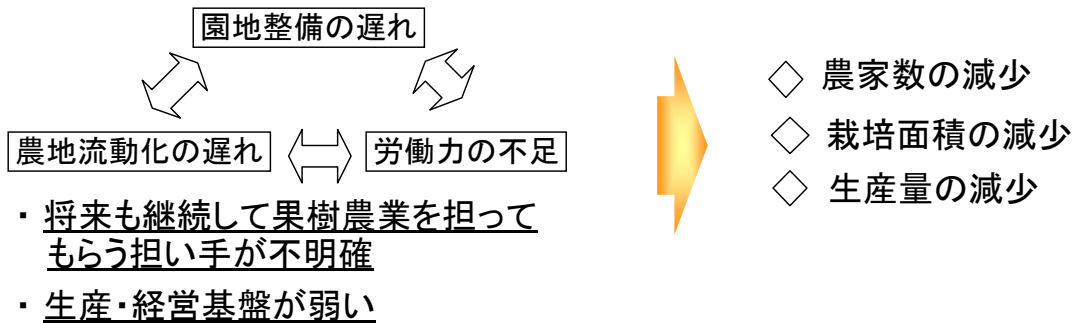
## 農林水産省

このパンフレットは平成19年2月6日現在のものであり、随時更新します。最新の内容については、農林水産省ホームページ／生産 (<http://www.maff.go.jp/seisan.html>) をご確認ください。

# 果樹産地の現状と今後の対応方向

- 果樹産地においては、園地整備が遅れ、高齢化も進展するなど、生産基盤が弱くなっており、このままでは、将来、農家数や栽培面積などが大幅に減少することが懸念されるなど危機的な状況にあります。
- このため、産地自らが、5年、10年先を見据えて策定した果樹産地構造改革計画(産地計画)に基づき、計画的・戦略的な取組を進め、産地の構造改革を早急に図る必要があります。

## 果樹産地の現状



このままでは、ますます果樹産地が衰退…

## 今後の対応方向

『目指すべき産地の姿』を産地が自ら考え、『産地計画』として策定

### 産地協議会

- ・ 農業者
- ・ JA
- ・ 市町村
- ・ 普及指導センター
- ・ 農業委員会
- ・ 農業共済組合 等



目指すべき産地の実現に向けた前向きな取組

新しい  
果樹対策  
により支援

果樹産地の構造改革  
競争力の強い産地の実現

# 新しい対策の考え方は？

- これまで、需給調整対策に取り組んでもなお価格が低下した場合に価格補てんを行ってきましたが、果樹農業が危機的な状況となっていることから、現行対策の課題を踏まえ、平成19年度より果樹産地の構造改革を進めていくための対策に転換することにしました。
- これらにより、将来にわたる担い手の経営安定と所得の確保等を通じ、高品質な国産果実の安定的な供給の実現を目指します。

## 現行対策と新しい果樹対策

### 今後、果樹産地に必要なこと

- ☆ 担い手の経営改善を支援
  - ・ 優良品目・品種への転換
  - ・ 園地整備、担い手への園地の集積
- ☆ 需給調整の適切な実施
  - ・ 構造的な供給過剰の改善
  - ・ 一時的な出荷の集中への対応

<現行対策：平成13年度～平成18年度>

#### 果樹経営安定対策事業

対象：うんしゅうみかん、りんご

- ・ 需給調整対策を実施してもなお価格が低下した場合に価格補てんを実施

#### かんきつ園地転換特別対策事業

対象：うんしゅうみかん等

- ・ 産地計画に基づく、優良品目への改植等に対して支援

#### 果実計画生産出荷促進事業

対象：うんしゅうみかん、りんご

- ・ 生産者団体主導による計画的な生産出荷を推進

※かんきつ園地転換特別対策事業については、平成17年度より実施。

<新しい果樹対策：平成19年度～平成22年度>

#### 果樹経営支援対策事業

対象：産地計画の振興品目・品種すべて

- ・ 産地計画に基づく、担い手や産地が行う前向きな取組(優良品目・品種への転換、園地整備、労働力調整システムの構築等)に対して支援

生産基盤の改善

生産構造の改革

#### 果実需給安定対策事業

<果実計画生産推進事業>

対象：うんしゅうみかん、りんご

- ・ 生産者団体主導による計画的な生産出荷を推進

<緊急需給調整特別対策事業>

対象：うんしゅうみかん、りんご

- ・ 一時的な出荷集中がある場合に生食用果実を加工用原料に仕向ける措置を支援

需給調整の強化

## 果樹産地の構造改革

国産果実の安定的な供給の実現

# 担い手の経営改善を支援

- 担い手の経営を安定させるためには、将来的に高い需要が見込まれる優良品目・品種への転換、園地整備による生産性の向上、担い手への園地の集積と労働力の確保などを進める必要があります。
- このため、このような前向きな取組を行う担い手や産地を積極的に支援します。

## 果樹経営支援対策事業

### ☆支援を受けられるのは？

JA、農業者(産地計画において産地の担い手とされた農業者) 等

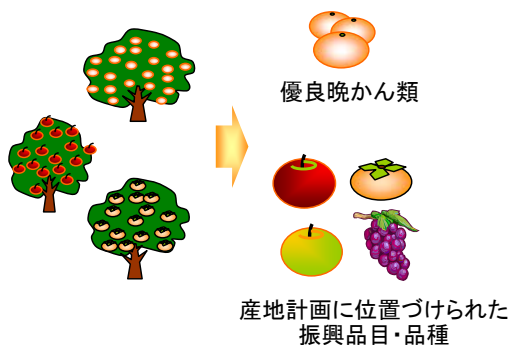
### ☆支援を受けるためには？

- ・事業を実施する地域で、産地計画が策定されていることが必要です。
- ・うんしゅうみかん、りんごは、需給調整への協力が必要です。

### ☆何ができるの？ 補助率は？

#### 整備事業(生産基盤の改善)

#### ◆優良品目・品種への改植・高接、条件不利園地の廃園◆



#### 【改植】

- ・みかん等
- ・りんご(わい化含む)
- ・その他果樹

補助率:定額

補助率:定額

補助率:1/2以内

#### 【高接】

- ・すべての果樹

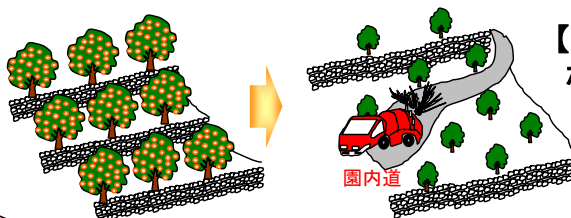
補助率:1/2以内

※この他、担い手への園地集積を要件に条件不利園地の廃園(植林等)を実施することができます。

注1)産地計画で今後振興すべき果樹として明記されている品目・品種が対象です(転換元と同じ品種への転換は原則として対象となりません)。

注2)「みかん等」とは、うんしゅうみかん、なつみかん、はっさく、いよかん、ネーブルオレンジなどのことです。

#### ◆小規模園地整備(園内道の整備、傾斜の緩和、土層改良)等◆



#### 【園内道整備、傾斜の緩和、土層改良、かん水施設等】

- ・すべての果樹

補助率:1/2以内

◆**労働力調整システムの構築**◆

- ・シルバー人材センター、ハローワークとの連携、無料職業紹介所設置等への支援

◆**大苗育苗ほの設置**◆

- ・大苗育苗ほ借上等への支援

◆**担い手支援(園地流動化)情報システムの構築**◆

- ・品質の向上(ブランド化)、担い手への園地集積のための園地情報システムの構築等への支援

◆**新技術の導入支援**◆

- ・高品質化新技術の導入、定着のための実証、技術研修会等への支援

◆**販路開拓の推進強化**◆

- ・新たな販路の開拓への支援

☆**産地計画づくりはどのように進めるの？**

- ・産地をカバーする農業者、JA、市町村、普及指導センター、農業委員会等により組織する産地協議会が主体となって作ります。
- ・産地協議会は、事務局を設置し、協議会の運営規約を作ります。
- ・産地協議会は、産地計画の策定の際に、必要に応じて、消費者、流通・販売業者等の意見を聞きます。
- ・策定した産地計画は、県果実生産出荷安定協議会の承認を受ける必要があります。

☆**担い手になれるのは？**

産地計画の中で、将来的にも継続して産地の中心となり、果樹農業を担ってもらう方を「担い手」に位置づけていただきます。

＜担い手の例＞

- ・認定農業者
- ・農業所得が主で、主に農業に従事している60代までのものが存在する農家
- ・新規参入者
- ・農業生産法人へ発展していくことが見込まれる生産者組織

※ その他にも、後継者が確保されており、経営継続が確実な農家等が想定されます。

# 需給調整による価格の安定

- 果樹産地の担い手が優良品目・品種への転換等の取組を積極的に進めていくためには、果実の価格が安定していることが重要です。
- このため、特に生産量や価格の変動の大きいうんしゅうみかんとりんごについて、需給調整による価格の安定を図ります。
- 生産者団体が主体となって行う、計画的な生産出荷の推進や一時的な出荷集中時における生食用果実の加工原料仕向けを支援します。

## 果実需給安定対策事業

### ☆ 支援を受けられるのは？

JA、出荷組織、都道府県農業協同組合連合会 等

### ☆ 何ができるの？ 補助率は？

#### 果実計画生産推進事業 補助率：1/2以内

##### ◆ 計画的生産出荷の促進 ◆ (うんしゅうみかん、りんご)

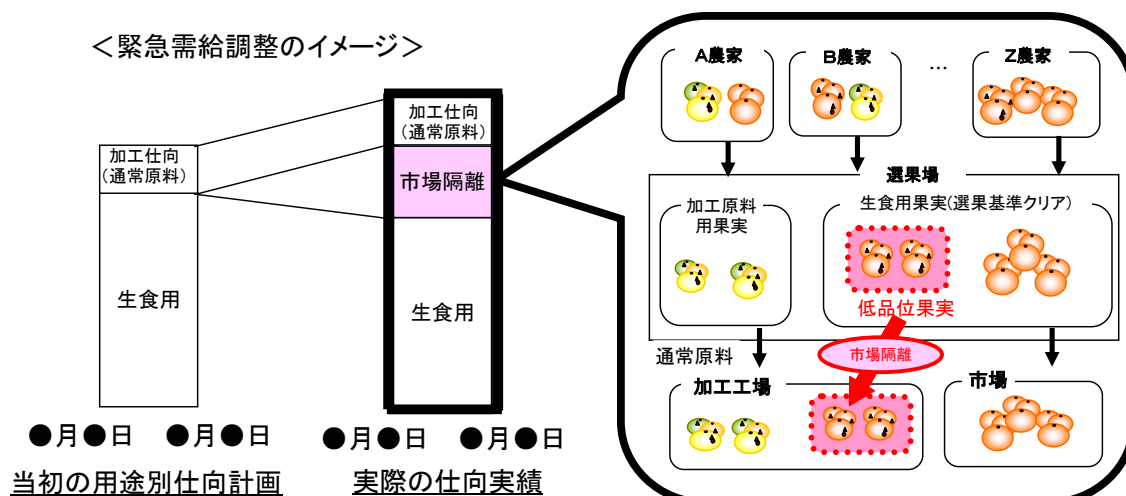
- ・ 摘果の推進指導など計画的生産出荷に対する指導及び大幅な生産出荷調整が必要な場合の取組を支援

#### 緊急需給調整特別対策事業 補助率：定額

##### ◆ 一時的な出荷集中時に緊急的に生果を加工原料用に仕向ける措置を支援 ◆ (うんしゅうみかん、りんご)

- ・ 生食用果実を緊急的に加工原料用に仕向けた場合の掛かり増し経費（選果経費、一時保管経費、加工工場への運賃）の一部を支援

< 緊急需給調整のイメージ >



注) 支援を受けるためには適正生産出荷目標の配分を受けていることが必要です。

# 果樹共済への加入促進

- 新しい果樹対策が計画的に実施されれば、残された課題は気象災害による収穫量の減少や品質の低下です。
- このため、気象災害による減収を補てんする果樹共済への加入を一層促進していくことが必要です。
- 果樹共済に加入しやすくするため、加入要件の緩和や被害実態に応じた掛金率の設定等の運用改善を行っています。

## 加入要件の緩和

### ◆緩和前◆

〔災害収入共済方式と全相殺方式の加入資格者要件〕

実態としてJAの出荷資料による確認が可能な人に限定

個人出荷の場合、選果場単位など組織単位の加入は不可

### ◆緩和後◆

所得税の青色申告関係書類による確認でも可能に

農業者の間で共済金の配分方法などの規約を定めて出荷者を組織化すれば組織加入も可能に

## 被害実態に応じた掛金率の設定

### ◆運用改善前◆

掛金率を「組合内で一律」又は「集落内で一律」に設定

### ◆運用改善後◆

「集落内をさらに組合員ごとに設定」する方法を導入

### ☆ 「災害収入共済方式」とは？

個人ごとの出荷・販売実績に基づいて基準生産金額を定め、その8割が最高補償額となります。気象災害等の共済事故により減収又は品質の低下が発生した場合で、かつ、生産金額が基準生産金額の8割に達しない場合に共済金を支払う方式です。

### ☆ 「全相殺方式」とは？

農家単位で共済事故によりあらかじめ出荷実績に基づいて定められた基準収穫量の2割を超える減収(もしくは減収及び品質の低下)があった場合に共済金を支払う方式です。



**産地自らが考えた産地計画にそって、構造改革を進め、**

- ◇ 競争力の強い産地を目指そう！**
- ◇ 産地の担い手を育成しよう！**
- ◇ 国産果実の安定的な供給を図ろう！**



☆このパンフレットに関するお問い合わせはこちらまで

**農林水産省 生産局 果樹花き課（新しい果樹対策全般）  
経営局 保険課（果樹共済関係）**

**TEL：03-3502-8111（代表）**

**東北農政局 生産経営流通部 園芸特産課  
TEL：022-263-1111（代表）**

**関東農政局 生産経営流通部 園芸特産課  
TEL：048-600-0600（代表）**

**北陸農政局 生産経営流通部 園芸特産課  
TEL：076-263-2161（代表）**

**東海農政局 生産経営流通部 園芸特産課  
TEL：052-201-7271（代表）**

**近畿農政局 生産経営流通部 園芸特産課  
TEL：075-451-9161（代表）**

**中国四国農政局 生産経営流通部 園芸特産課  
TEL：086-224-4511（代表）**

**九州農政局 生産経営流通部 園芸特産課  
TEL：096-353-3561（代表）**

**沖縄総合事務局 農林水産部 農畜産振興課  
TEL：098-866-0031（代表）**

